

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する最高裁判所規則の要綱（案）

（注）本資料は，消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 2 5 年法律第 9 6 号）を踏まえ，同法に基づき必要と考えられる規則事項につき，整理したものである。

本資料中，同法の引用に当たっては，「法」との略語を使用している。

目次

- 第 1 総則
- 第 2 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例
- 第 3 対象債権の確定手続
  - 1 簡易確定手続
    - (1) 通則
    - (2) 簡易確定手続の開始
    - (3) 簡易確定手続申立団体による通知及び公告等
    - (4) 対象債権の確定
    - (5) 費用の負担
    - (6) 補則
  - 2 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例
- 第 4 特定適格消費者団体のする仮差押え等
- 第 5 補則

## 第1 総則（当事者の責務）

- 1 当事者は、法の趣旨を踏まえ、被害回復裁判手続の円滑かつ迅速な進行に努め、信義に従い誠実に被害回復裁判手続を進行しなければならないものとする。
- 2 二以上の特定適格消費者団体が対象債権及び対象消費者の範囲の全部又は一部並びに共通義務確認の訴えの被告とされる事業者が同一である被害回復裁判手続を進行するときは、当該二以上の特定適格消費者団体は、被害回復裁判手続の円滑かつ迅速な進行のために相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないものとする。

## 第2 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例

### 1 訴状の記載事項等・法5条

- (1) 法5条の規定による対象債権及び対象消費者の範囲の記載については、消費者契約の年月日、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの内容、その対価その他の取引条件、勧誘の方法その他の消費者契約に係る客観的な事実関係をもってしなければならないものとする。
- (2) 共通義務確認の訴えの訴状には、民事訴訟規則53条1項及び4項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
  - ア 対象消費者の数の見込み
  - イ 請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟又は事実上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認訴訟が既に係属しているときは、当該共通義務確認訴訟が係属している裁判所及び当該共通義務確認訴訟に係る事件の表示
- (3) 共通義務確認の訴えの訴状には、(2)アに掲げる事項の根拠となる資料を添付しなければならないものとする。

### 2 裁量移送における取扱い・法6条

- (1) 法6条5項ただし書又は6項の申立てがあったときは、裁判所は、相手方の意見を聴いて決定をするものとする。
- (2) 裁判所は、職権により法6条5項ただし書又は6項の規定による移送の決定をするときは、当事者の意見を聴くことができるものとする。

### 3 弁論等の必要的併合の申出の方式・法7条

- (1) 法7条2項の規定による申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならないものとする。

- (2) (1)の申出は、事件の表示を明らかにしてしなければならないものとする。

#### 4 和解の際に明らかにすべき事項・法10条

当事者は、法2条4号に規定する義務が存することを認める旨の和解をする場合においては、当該義務に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないものとする。

- (1) 対象債権及び対象消費者の範囲  
(2) 事実上及び法律上の原因

### 第3 対象債権の確定手続

#### 1 簡易確定手続

##### (1) 通則

##### ア 申立て等の方式

簡易確定手続に関する申立て、届出及び申出は、特別の定めがある場合を除き、書面でなければならないものとする。

##### イ 調書

簡易確定手続における調書（口頭弁論の調書を除く。）は、作成することを要しないものとする。ただし、裁判長が作成を命じたときは、この限りでないものとする。

##### ウ 即時抗告に係る事件記録の送付

(ア) 簡易確定手続における決定に対する即時抗告があった場合において、原裁判所が簡易確定手続に係る事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りるものとする。

(イ) (ア)により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が簡易確定手続に係る事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならないものとする。

##### エ 決定の確定証明書

(ア) 第一審裁判所の裁判所書記官は、当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求により、簡易確定手続に係る事件の記録に基づいて簡易確

定手続における決定の確定についての証明書を交付するものとする。

- (イ) 簡易確定手続に係る事件がなお抗告審に係属中であるときは、(ア)にかかわらず、当該簡易確定手続に係る事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、決定の確定した部分のみについて(ア)の証明書を交付するものとする。

オ 公告事務の取扱者

簡易確定手続における公告に関する事務は、裁判所書記官が取り扱うものとする。

(2) 簡易確定手続の開始

ア 簡易確定手続開始の申立書の記載事項・法 16 条

- (ア) 法 16 条の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- a 簡易確定手続開始の申立てをする特定適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
  - b 相手方の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
  - c 申立ての趣旨
  - d 簡易確定手続開始の原因となる事実
  - e 対象債権及び対象消費者の範囲

- (イ) 簡易確定手続開始の申立書には、(ア) a から e ままでに掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- a 届出期間についての(ア) a の特定適格消費者団体の意見
- b (ア) a の特定適格消費者団体又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）
- c 法 12 条に規定する特定適格消費者団体が二以上あるときは、他の特定適格消費者団体による簡易確定手続開始の申立ての見込み

- (ウ) (イ) a に掲げる事項の記載は、できる限り、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないものとする。

- a 届出消費者の数の見込み
- b 予定している法 25 条 1 項の規定による通知及び法 26 条 1 項の規定による公告の方法並びにこれらに要する期間
- c 情報開示命令の申立ての見込み

イ 簡易確定手続開始の申立書の添付書面・法 16 条

簡易確定手続開始の申立書には、次に掲げるいずれかの書面を添付し

なければならないものとする。

(7) 共通義務確認訴訟における請求を認容する判決についての判決書又は民事訴訟法254条2項の調書の謄本及び当該判決の確定についての証明書

(1) 請求の認諾(法2条4号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。)の調書の謄本

ウ 簡易確定手続開始の申立書の写しの添付等・法16条等

(7) 簡易確定手続開始の申立書には、相手方の数と同数の写しを添付しなければならないものとする。

(1) 簡易確定手続開始の申立てがあった場合には、裁判所が直ちに当該申立てを却下する決定をしたときを除き、裁判所書記官は、相手方に対し、(7)の写しを送付しなければならないものとする。

(ウ) (1)の場合には、裁判所は、当事者に対し、届出期間及び認否期間についての意見を聴くことができるものとする。

エ 簡易確定手続開始の申立ての取下げの理由の明示等・法18条

(7) 簡易確定手続開始の申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならないものとする。

(1) (7)の場合において、裁判所が取下げを許可したときは、裁判所書記官は、その旨を当事者に通知しなければならないものとする。

オ 簡易確定手続開始の申立てを却下する決定の方式・法19条

簡易確定手続開始の申立てを却下する決定は、決定書を作成してしなければならないものとする。

(3) 簡易確定手続申立団体による通知及び公告等

ア 公告事項の変更の通知の方式・法26条

法26条3項の規定による裁判所及び相手方に対する通知は、書面で行なければならないものとする。

イ 情報開示命令の申立書の直送等・法29条

(7) 簡易確定手続申立団体は、情報開示命令の申立書について直送をしなければならないものとする。

(1) 相手方は、情報開示命令の申立てについて意見があるときは、意見

を記載した書面を裁判所に提出しなければならないものとする。

- (ウ) 相手方は、法28条3項の規定による通知をした場合において、
  - (イ)の書面を提出するときは、これに当該通知の書面の写しを添付しなければならないものとする。

#### (4) 対象債権の確定

##### ア 届出書の記載事項・法30条

- (ア) 届出書に法30条2項1号に掲げる事項を記載するには、次に掲げる事項を明らかにして記載しなければならないものとする。

- a 債権届出をする簡易確定手続申立団体の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

- b 相手方の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

- c 届出消費者の氏名及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

- (イ) 届出書には、請求の趣旨並びに請求を特定するのに必要な事実並びに当該請求が共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものであることを明らかにする事実を記載するほか、請求を理由付ける事実を具体的に記載しなければならないものとする。

- (ウ) 届出書には、(ア)及び(イ)の事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- a (ア) aの簡易確定手続申立団体の代理人（(ア) aの代表者を除く。）の氏名及び住所

- b (ア) aの簡易確定手続申立団体又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

##### イ 数個の請求に係る義務について簡易確定手続開始決定がされた場合の債権届出

- (ア) 一の共通義務確認の訴えで同一の事業者に対して請求の基礎となる消費者契約及び財産的被害を同じくする数個の請求がされた場合において、そのうち二以上の請求に係る法2条4号に規定する義務について簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、一の対象消費者の一の財産的被害については、できる限り、当該二以上の請求に係る法2条4号に規定する義務に係る対象債権のうちから一の対象債権を限り、債権届出をしなければならないものとする。

- (イ) (ア)の場合において、簡易確定手続申立団体が一の対象消費者の一

の財産的被害について数個の対象債権の債権届出をするときは、各債権届出は、順位を付して、又は選択的なものとしてしなければならないものとする。

ウ 簡易確定手続についての授権の証明等・法 3 1 条

(ア) 法 3 1 条 1 項の授権は、書面で証明しなければならないものとする。

(イ) 簡易確定手続申立団体が二以上あるときは、簡易確定手続申立団体は、法 3 1 条 1 項の授権を得るに当たっては、当該授権をしようとする対象消費者に対し、他の簡易確定手続申立団体に対する同項の授権の有無を確認しなければならないものとする。

(ウ) 法 3 1 条 1 項の授権の取消しの通知をした者は、その旨を裁判所に届け出なければならないものとする。

エ 簡易確定手続授権契約の解除の届出・法 3 3 条

簡易確定手続申立団体は、簡易確定手続授権契約を解除したときは、その旨を裁判所に届け出なければならないものとする。

オ 届出書の送達・法 3 5 条

届出書の送達は、債権届出団体から提出された副本によってするものとする。

カ 届出債権を記載した一覧表

裁判所は、必要があると認めるときは、債権届出団体に対し、その届出に係る届出債権についてアの事項を記載した一覧表の提出を求めることができるものとする。

キ 債権届出の取下げがあった場合の取扱い・法 4 0 条等

(ア) 債権届出の取下げがあったときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならないものとする。

(イ) (ア)の規律は、法 3 1 条 6 項又は 8 項の規定により債権届出の取下げがあったものとみなされた場合について準用するものとする。

ク 届出消費者表の記載事項・法 4 1 条

法 4 1 条 2 項の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (ア) 届出消費者の氏名及び住所
- (イ) 債権届出団体の名称及び住所
- (ウ) 相手方の氏名又は名称及び住所
- (エ) 届出債権の原因
- (オ) 法36条1項若しくは63条1項の規定により債権届出が却下されたとき又は法40条1項の規定による債権届出の取下げがあったとき（法31条6項又は8項の規定により債権届出の取下げがあったものとみなされたときを含む。）は、その旨
- (カ) 法42条2項の規定により届出債権の内容の全部を認めたものとみなされたときは、その旨
- (キ) 法43条2項の規定により認否を争う旨の申出が却下されたときは、その旨

#### ケ 認否のための証拠書類の送付・法42条

相手方は、届出債権の認否のため必要があるときは、債権届出団体に対し、当該届出債権に関する証拠書類の送付を求めることができるものとする。

#### コ 認否の方式等・法42条

- (ア) 届出債権の認否は、書面でしなければならないものとする。
- (イ) 相手方は、届出債権の内容の全部又は一部を認めないときは、(ア)の書面(ウ)において「認否書」という。)に、その理由を記載しなければならないものとする。
- (ウ) 相手方は、認否書について直送をしなければならないものとする。

#### サ 認否の内容を記載した一覧表

裁判所は、必要があると認めるときは、相手方に対し、届出債権の認否の内容を記載した一覧表の提出を求めることができるものとする。

#### シ 認否を争う旨の申出の判断のための証拠書類の送付・法43条

債権届出団体は、認否を争う旨の申出をするかどうかを判断するため必要があるときは、相手方に対し、当該届出債権に関する証拠書類の送付を求めることができるものとする。

#### ス 認否を争う旨の申出の方式等・法43条



- (ア) 認否を争う旨の申出の書面には、できる限り、予想される争点及び当該争点に関連する重要な事実を記載し、かつ、予想される争点ごとに証拠を記載しなければならないものとする。
- (イ) (ア)の書面には、できる限り、予想される争点につき、証拠となるべき文書の写し(ウ)において「書証の写し」という。)を添付しなければならないものとする。
- (ウ) 債権届出団体が認否を争う旨の申出をするときは、(ア)の書面及び書証の写しについて直送をしなければならないものとする。

セ 簡易確定決定の決定書の送達・法44条

簡易確定決定の決定書の送達は、その正本によってするものとする。

ソ 異議の申立書の記載事項等・法46条

- (ア) 届出消費者が異議の申立てをするときは、異議の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
  - a 異議の申立てをする者の代理人(法定代理人を除く。)の氏名及び住所
  - b 異議の申立てをする者又は代理人の郵便番号及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。)
- (イ) 異議の申立書には、当事者(異議の申立てをする者を除く。)の数と同数の写しを添付しなければならないものとする。
- (ウ) 裁判所は、異議の申立書の写しを(イ)の当事者に送付しなければならないものとする。
- (I) 民事訴訟法161条2項に掲げる事項を記載した異議の申立書は、準備書面を兼ねるものとする。

タ 異議申立権の放棄及び異議の取下げ・法46条

- (ア) 異議を申し立てる権利の放棄は、裁判所に対する申述によってしなければならないものとする。
- (イ) (ア)の申述は、書面でしなければならないものとする。
- (ウ) (ア)の申述があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者(ア)の申述をした者を除く。)に通知しなければならないものとする。
- (I) 民事訴訟規則162条1項の規定は、異議の取下げの書面の送達について準用するものとする。

(5) 費用の負担（簡易確定手続の費用及び個別費用の負担・法48条等）  
民事訴訟規則第1編第4章第1節の規定は，簡易確定手続の費用及び個別費用の負担について準用するものとする。

(6) 補則（民事訴訟規則の準用・法50条）

特別の定めがある場合を除き，簡易確定手続については，その性質に反しない限り，民事訴訟規則第1編第1章，第2章（6条，6条の2及び8条を除く。），第3章（第2節，20条1項及び2項並びに22条を除く。）及び第5章（第2節及び48条を除く。），56条，第2編第2章（60条，64条，80条，81条，第3節及び95条3項を除く。）及び第3章（101条及び第7節を除く。），157条2項，160条，同編第5章（162条を除く。），第3編第3章，第4編並びに第8編の規定を準用するものとする。

## 2 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(1) 裁量移送における取扱い・法52条

ア 法52条3項の申立てがあったときは，地方裁判所は，相手方の意見を聴いて決定をするものとする。

イ 地方裁判所は，職権により法52条3項の規定による移送の決定をするときは，当事者の意見を聴くことができるものとする。

(2) 異議後の訴訟についての授權の証明等・法53条

ア 法53条1項の授權は，書面で証明しなければならないものとする。

イ 法53条1項の授權の取消しの通知をした者は，その旨を裁判所に書面で届け出なければならないものとする。

ウ 債権届出団体は，訴訟授權契約を解除したときは，その旨を裁判所に書面で届け出なければならないものとする。

(3) 訴訟手続の受継の申立ての方式・法53条

民事訴訟規則51条の規定は，異議後の訴訟において債権届出団体が法53条1項の授權を欠くときについて準用するものとする。

## 第4 特定適格消費者団体のする仮差押え等

1 仮差押命令の申立書の記載事項・法56条

法56条1項の申立てをするに当たり，同項の規定による他の申立てであ

って、対象債権及び対象消費者の範囲の全部又は一部並びに共通義務確認の訴えの被告とされる事業者が同一であるものが既にされているとき（当該他の申立てが取り下げられ若しくは却下されたとき、又は当該他の申立てに係る仮差押命令が取り消されたときを除く。）は、申立書には、当該他の申立てに係る次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- (1) 事件の表示
- (2) 裁判所の表示
- (3) 手続の当事者である特定適格消費者団体
- (4) 保全すべき権利
- (5) 仮に差し押さえるべき物

## 2 強制執行の申立書等の記載事項等

- (1) 特定適格消費者団体が法56条1項の申立てに係る仮差押え（当該特定適格消費者団体を手続の当事者とするものに限る。）の執行がされている財産について強制執行の申立てをするとき、当該強制執行の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ア 当該仮差押えの執行に係る仮差押命令を発した裁判所及び当該仮差押命令の事件の表示

イ 当該強制執行の申立てが当該仮差押えにより保全される債権に基づくものであるときは、その旨

- (2) (1)イの場合には、(1)の強制執行の申立書には、(1)アの仮差押命令の決定書の写しを添付しなければならないものとする。
- (3) (1)及び(2)の規律は、特定適格消費者団体が(1)の財産について強制執行又は担保権の実行の手続がされている場合において配当要求をするときについて準用するものとする。

## 3 対象債権について配当等を受けた場合等の通知

特定適格消費者団体は、対象債権について法2条9号ロに規定する民事執行の手続により弁済を受け、又は配当等（民事執行法84条3項に規定する配当等をいう。以下3及び4において同じ。）を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を債務者に書面で通知しなければならないものとする。

- (1) 民事執行の事件の表示
- (2) 執行裁判所の表示
- (3) 債務名義の表示
- (4) 弁済を受け、又は配当等を受けた額及び年月日

- (5) 対象債権の額（利息その他の附帯の債権の額を含む。）
- (6) (5)の額のうち弁済又は配当等により消滅した部分の額

4 配当等の額の供託がされている場合における対象債権の確定の結果の届出  
法56条1項の申立てに係る仮差押えについて民事執行法その他の法令の  
規定により仮差押債権者の債権に対する配当等の額に相当する金銭が供託さ  
れている場合において、当該仮差押えの手續の当事者である特定適格消費者  
団体を当事者とする簡易確定手續及び異議後の訴訟の手續が全て終了したと  
きは、当該特定適格消費者団体は、速やかにこれらの手續における対象債権  
の確定の結果を執行裁判所に書面で届け出なければならないものとする。

第5 補則（手續の受継の申立ての方式・法61条）

民事訴訟規則51条の規定は、法61条1項の規定により手續が中断した  
ときについて準用するものとする。

以 上